

周南市議会大規模災害対応要綱

〔平成29年2月1日〕
〔議会要綱第1号〕

改正 令和3年9月16日議会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、本市に大規模災害が発生又は発生するおそれが生じ、周南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された際に、周南市議会（以下「議会」という。）が、早急かつ的確な意思決定を行うことにより、執行機関による災害対応を支援し、迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

(周南市議会災害対策会議の設置及び招集)

第2条 災害対策本部が設置された場合、周南市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置する。

- 2 議会災害対策会議は、議長が必要と認めるとき又は会派の代表者から招集の請求があったときに、議長が招集する。
- 3 議長は、議会災害対策会議を招集したときは、災害対策本部に連絡する。
- 4 議会災害対策会議は、議長が別に定める場所に置く。

(議会災害対策会議の組織)

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び各会派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合には、各会派代表者以外の議員に対し、議会災害対策会議への出席を求めることができる。

(議会災害対策会議の役割)

第4条 議会災害対策会議は、次の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否情報を収集すること。
- (2) 災害対策本部から災害状況の報告を受け、議員に情報を提供すること。
- (3) 議員が把握している情報を収集、整理し、災害対策本部に情報を提供すること。

- (4) 災害対策本部からの依頼事項について協議し対応すること。
- (5) 災害対策本部に要望又は提言すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が当該災害に関し特に必要と認めるものについて、対応すること。

(災害対策本部との連携)

第5条 災害対策本部への要望又は提言は、緊急の場合を除き、原則として、議会災害対策会議において協議の上行うものとする。

2 災害対策本部から災害対応への支援要請を受けた場合は、緊急の場合を除き、議会災害対策会議において協議の上対処するものとする。

(議員の対応)

第6条 議員は、災害対策本部が設置された場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に連絡し、連絡体制を確立すること。
- (2) 被災地及び避難所等で把握又は確認した情報を必要に応じて議会事務局に連絡すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会災害対策会議が招集された場合は、その決定に基づき行動すること。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、災害対策本部において得た情報を議長へ報告する。
- (2) 議会事務局職員は、上司の命を受けて議会及び議員の災害対策の支援に従事する。

(本会議等における対応)

第8条 本会議開会中に大規模災害が発生した場合、議長は、必要に応じ会議を休憩又は散会とともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

2 委員会開会中に大規模災害が発生した場合、委員長は、前項と同様の措置をとるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が会派代表者会議に諮つて決定する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（令和3年9月16日議会要綱第1号）

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。